

高知県介護支援専門員連絡協議会選挙管理規程

総 則

(目 的)

第1条 この規程は、高知県介護支援専門員連絡協議会（以下「当協議会」という。）会則第4章第11条の2及び細則第3章第7条の(3)規定に基づく理事の選挙について必要な事項を定める。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 前条に定める選挙を行うため、選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員会の構成)

第3条 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって構成し、選挙の公正を保ち、当該選挙に係る一切の権限と責任を持つ。

(選挙管理委員会の業務)

第4条 選挙管理委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 選挙の公示。
- (2) 立候補者の受付。
- (3) 候補者の公示。
- (4) 投票及び開票の管理。
- (5) 当選者の確認及び発表。
- (6) その他選挙管理に必要な事項。

(選挙管理委員)

第5条 選挙管理委員は、正会員6名以内により次の通り構成する。

委員長 1 名

副委員長 1 名

委員 4 名以内

- 2 選挙管理委員の任期は、2年間とし再任を妨げない。但し、任期が満了しても、後任者が選任されるまではその任務を行う。
- 3 選挙管理委員は、各ブロックにおいて正会員の中から1名を選任し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。但し、選挙管理委員は理事、監事を兼ねることができない。
- 4 選挙管理委員が、当該選挙の立候補者又は立候補者推薦人となるときには、選挙管理委員を辞任しなければならない。

5 選挙管理委員に欠員が生じた場合には、各ブロックにおいて欠員の選任を行う。この場合の新委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(選挙管理委員長)

第6条 選挙管理委員長は、委員の互選により選出する。

2 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表し、委員会を主宰する。

(選挙管理副委員長)

第7条 選挙管理副委員長は、委員の互選により選出する。

2 選挙管理副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(選挙管理補助者)

第8条 選挙管理委員会は、選挙関連事務の円滑に遂行するために選挙管理補助者を置くことができる。

2 選挙管理補助者は、正会員及び事務局職員の中から選挙管理委員長が若干名を指名する。

3 選挙管理補助者の任期は、選挙公示の日から新理事が選出された日までとする。

理事選挙

(選挙の公示)

第9条 選挙管理委員会は、理事の選挙日の30日前までに、下記の必要事項を公示しなければならない。

- (1) 選挙日。
- (2) 選挙人。
- (3) 立候補者の資格。
- (4) 立候補受付方法。
- (5) 受付期間。
- (6) 受付先。
- (7) その他選挙の公示に必要な事項。

(選挙人)

第10条 理事の選挙の選挙人は、選挙日における当協議会会則第3章第5条の2に定める当協議会の会員とする。

(立候補者)

第11条 理事の立候補者の資格は、選挙公示日時点において当協議会会則第3章第5条の2に定める正会員とする。

- 2 立候補者は、立候補または当協議会正会員1名からの推薦により立候補することができる。なお、各ブロックから1名以上の立候補、または推薦により立候補されることが望ましい。
- 3 立候補者は、監事と重複して立候補することはできない。
- 4 監事が立候補するときは、監事を辞任した後に立候補しなければならない。

(立候補の届出)

第12条 立候補者は、届出の際には、公示された受付期間内に、選挙管理委員会が別に定める様式に従い、下記の所定の書類を添付して、選挙管理委員会宛提出しなければならない。

(1) 立候補 (様式1)

(2) 立候補者推薦届出書 (様式2)

- 2 立候補の届出は、事務局への持ち込みまたは郵送によるものとし、締切日当日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の確認)

第13条 選挙管理委員会は、立候補者の書類の確認を行う。

- 2 立候補者から届出のあった立候補届出書を基に、立候補者一覧を作成して、正会員に周知する。

(推薦者)

第14条 推薦者の資格は、選挙公示日時点において当協議会会則第3章第5条の2に定める正会員とする。

- 2 推薦者は、立候補者推薦届出書に推薦理由を明記する。
- 3 推薦者が推薦できる立候補者は1名とする。

(立候補の辞退)

第15条 立候補者は、立候補を辞退するときは、所定の様式 (様式3) により投票実施前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

(選挙日)

第16条 理事の選挙は、当協議会の総会において実施する。

(選挙の管理)

第17条 選挙は、立候補者が理事の定数を超えている場合には、投票を行う。

- 2 立候補者が定数以下である場合は、総会に出席した会員の過半数をもって承認する。

(投票人)

第18条 投票は、総会に出席し、投票時に会場内にいる正会員によって行う。

(会場の閉鎖)

第19条 投票中は会場を閉鎖する。

(投票の実施)

第20条 選挙の投票は、立候補者を連記した投票用紙を用いて、当選を可とする候補者20人以内に丸印を付し、所定の投票箱に投票する方法で行う。但し、下記の投票は無効とする。

- (1) 丸印が定数を超えている投票用紙。
- (2) 候補者の氏名に丸印以外のものを付した投票用紙。
- (3) 所定の投票用紙を使用しないもの。

(立会人)

第21条 開票に際し、立会人を2名置く。立会人は、選挙管理委員長が総会出席者の中から指名する。

(開票・集計)

第22条 選挙管理委員長は、投票締切後、直ちに立会人監視のもとで開票を宣言する。

2 選挙管理委員長は、開票及び集計を選挙管理委員又は選挙管理補助者に行わせることができる。

(当選者)

第23条 当選者については、有効投票数のうち、各ブロックの上位1名ずつ、及び各ブロックの上位1名以外から得票数上位定員に達する人数を当選者とする。

2 前1項の投票において20位が同票数の場合は、抽選により当選者を決定する。なお、抽選の方法は、くじ引きとする。

3 選挙管理委員長は、当選者を発表する。

雑 則

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

(規程の改正)

第25条 この規程の改正は、理事会の決議による。

2 改正した場合は、総会において報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成 28年 11月 9日から施行する。